

掛川市条例第14号

掛川市部設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月22日

掛川市長

(別紙)

掛川市部設置条例の一部を改正する条例

掛川市部設置条例（平成17年掛川市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">（部の事務分掌）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 企画政策部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p><u>(4) （略）</u></p> <p><u>(5) （略）</u></p> <p><u>(6) （略）</u></p> <p>3・4 （略）</p> <p>5 環境経済部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1) （略）</p> <p><u>(2) 下水道事業に関すること。</u></p> <p><u>(3) （略）</u></p> <p><u>(4) （略）</u></p> <p><u>(5) （略）</u></p> <p><u>(6) （略）</u></p> <p>6 都市建設部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p><u>(3) 公園及び緑化推進に関すること。</u></p> <p><u>(4) （略）</u></p> <p><u>(5) （略）</u></p> <p>7 （略）</p>	<p style="text-align: center;">（部の事務分掌）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 企画政策部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p><u>(4) 公園及び緑化推進に関すること。</u></p> <p><u>(5) （略）</u></p> <p><u>(6) （略）</u></p> <p><u>(7) （略）</u></p> <p>3・4 （略）</p> <p>5 環境経済部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1) （略）</p> <p><u>(2) （略）</u></p> <p><u>(3) （略）</u></p> <p><u>(4) （略）</u></p> <p><u>(5) （略）</u></p> <p>6 都市建設部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p><u>(3) （略）</u></p> <p><u>(4) （略）</u></p> <p><u>(5) 下水道事業に関すること。</u></p> <p>7 （略）</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(掛川市緑の保全及び緑化の推進に関する条例の一部改正)

2 掛川市緑の保全及び緑化の推進に関する条例（平成17年掛川市条例第214号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(庶務) 第16条 委員会の庶務は、 <u>都市建設部</u> において処理する。	(庶務) 第16条 委員会の庶務は、 <u>企画政策部</u> において処理する。